

枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成26年3月14日条例第11号）

最終改正:平成31年3月20日条例第3号

改正内容:平成31年3月20日条例第3号 [令和元年10月1日]

○枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例

平成26年3月14日条例第11号

改正

平成31年3月20日条例第3号

枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市の航空運送及び消防防災業務の用に供するため、枕崎ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）を設置する。

（位置）

第3条 ヘリポートの位置は、枕崎市あけぼの町264番地とする。

（施設の管理）

第4条 ヘリポートの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、誠実に管理しなければならない。

3 ヘリポートの管理に関しては、この条例に定めのあるものを除くほか、枕崎市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年枕崎市条例第2号）及び枕崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年枕崎市条例第21号）の規定を適用する。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第7条第1項に規定する届出の受付に関する業務

（2）使用料の徴収及び市の指定金融機関口座への振込みに関する業務

（3）ヘリポートの施設及び附属施設の維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、ヘリポートの管理運営上市長が必要と認める業務

（運用時間）

第6条 ヘリポートの運用時間（ヘリコプターの離着陸の用に供する時間をいう。次項において同じ。）は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の運用時間以外の時間には、ヘリコプターの離着陸のためヘリポートの施設を使用してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の許可を受けた者は、ヘリポートを使用するときは、ヘリポートの施設の点検等を行い、当該施設がヘリコプターの離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

4 市長は、第2項ただし書の許可にヘリポートの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

（施設の使用）

第7条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、ヘリポートの管理のため必要な指示をすることができる。

3 使用者は、前項の規定による市長又は指定管理者の指示に従わなければならない。

（全長及び重量の制限）

第8条 ヘリポートに離着陸又は停留することができるヘリコプターは、全長が20メートル以下で、かつ、最大離陸重量が9トン以下とする。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（ヘリポートの運用）

第9条 第6条から前条までに定めるもののほか、ヘリコプターの離着陸の方法その他のヘリポートの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（停留等の制限）

第10条 使用者は、市長の定める場所以外の場所においてヘリコプターを停留させ、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

（給油又は排油の制限）

第11条 ヘリポートにおいてヘリコプターの給油又は排油を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給油又は排油を

行ってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- (2) 発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- (3) 旅客がヘリコプター内にいるとき(必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。)
- (4) ヘリコプターが市長の定める給排油の場所以外の場所にあるとき。
- (5) ヘリコプターの無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件を使用しているとき。
- (6) ヘリコプター及び給油装置がそれぞれ電位ゼロ以外の地点に接しているとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がヘリポートの管理上支障があると認めるとき。
(入場制限等)

第12条 市長は、混雑の予防その他ヘリポートの管理上必要があると認めるときは、ヘリポートへの入場を制限し、又は禁止することができる。

(立入制限)

第13条 着陸帯、誘導路、エプロンその他の市長が標示する立入制限区域(以下「制限区域」という。)には、立ち入ってはならない。ただし、ヘリコプターに乗降する乗組員若しくは旅客がエプロンに立ち入る場合又は市長の許可を受けた者が制限区域に立ち入る場合は、この限りでない。

(車両の運行等の制限)

第14条 制限区域において、車両を運行の用に供し、又は運転してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 ヘリポートにおいては、市長が定める場所以外の場所において車両を駐車し、修理し、又は清掃してはならない。

(禁止行為)

第15条 ヘリポートにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号までに規定する行為について、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 標札、標識その他ヘリポートの施設を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 市長が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- (4) 裸火を使用すること。
- (5) 市長が定める場所以外の場所にごみその他の物を捨てること。
- (6) 市長が定める場所以外の場所において喫煙すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、ヘリポートの管理上支障がある行為
(構内営業)

第16条 ヘリポートで営業しようとする者は、規則で定める場合を除き、市長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けた者が当該許可に係る営業を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(工作物の設置等)

第17条 ヘリポートにおいて工作物を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その工作物を増築し、改築し、若しくはその用途を変更し、又は除去しようとするときも、同様とする。

(土地、建物等の使用)

第18条 ヘリポートにおいて市長が管理する土地、建物等を使用しようとする者は、第7条第1項の規定による届出をして離着陸又は停留に使用する場合を除き、市長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(原状回復等)

第19条 第17条の規定により工作物の設置等の許可を受けた者又は前条の規定により土地、建物等の使用の許可を受けた者(以下「工作物設置者等」という。)は、当該工作物の用途を廃止したとき、若しくは当該土地、建物等の使用の必要がなくなったとき、又は第21条の規定により許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、直ちにこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 ヘリポートの施設を毀損し、又は滅失した者は、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第21条 次に掲げる許可を受けた者がこの条例の規定若しくは当該許可に付した条件に違反したとき、又は市長がヘリポートの管理上必要があると認めるときは、市長は、その許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置を命じることができる。

- (1) 第13条ただし書の規定による制限区域への立入りの許可
- (2) 第14条第1項ただし書の規定による制限区域において車両を運行の用に供する許可又は制限区域における車両の運行の許可
- (3) 第15条ただし書の規定による爆発物の携帯等の許可
- (4) 第16条第1項の規定による営業の許可
- (5) 第17条の規定による工作物の設置等の許可
- (6) 第18条の規定による土地、建物等の使用の許可
(中止命令等)

第22条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に規定する行為の中止を命じ、又はヘリポートからの退去若しくは原状回復その他必要な措置を命じることができる。

- (1) 第6条第2項、第7条第1項又は第8条の規定に違反してヘリポートの施設を使用した者
- (2) 第10条の規定に違反してヘリコプターを停留させ、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- (3) 第11条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- (4) 第12条の規定による制限又は禁止に違反してヘリポートに入場した者
- (5) 第13条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (6) 第14条第1項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は運転した者
- (7) 第14条第2項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、又は清掃した者
- (8) 第15条の規定に違反して同条各号に掲げる禁止行為をした者
- (9) 第16条第1項の規定に違反して営業を行った者
- (10) 第17条の規定に違反して工作物の設置等をした者
- (11) 第18条の規定に違反して土地、建物等を使用した者
(使用料)

第23条 使用者又は工作物設置者等は、別表に定める着陸料、停留料、土地使用料又は建物使用料(以下これらを「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、着陸料にあっては着陸後直ちに、停留料にあっては停留を終えたときに納付し、土地使用料又は建物使用料にあっては前納しなければならない。ただし、あらかじめ市長が承認したときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第24条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第25条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第26条 市長は、ヘリポートの管理上必要があると認めるときは、第13条ただし書、第14条第1項ただし書、第15条ただし書、第16条第1項、第17条又は第18条の許可を受けた者に対し、報告を求め、又はその職員に、施設若しくは業務の状況について必要な検査をさせることができる。

(過料)

第27条 この条例に違反した者については、5万円以下の過料に処する。

第28条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。〔平成26年8月21日規則第21号により、平成26年9月18日から施行〕

(枕崎市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

2 枕崎市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年枕崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成31年3月20日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第9条及び第17条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第23条関係)

種別	金額
着陸料	着陸1回につき次に定める額 (1) ヘリコプターの重量が6トン以下のもの 1,100円 (2) ヘリコプターの重量が6トンを超えるもの 770円に6トンを超える重量について1トンごとに640円を乗じて得た額を加えた額
停留料	停留時間24時間につき次に定める額 (1) ヘリコプターの重量が3トン以下のもの 890円 (2) ヘリコプターの重量が3トンを超え6トン以下のもの 1,780円 (3) ヘリコプターの重量が6トンを超えるもの 1,780円に6トンを超える重量について1トンごとに33円を乗じて得た額を加えた額
土地使用料	枕崎市行政財産の使用料徴収条例(平成2年枕崎市条例第22号)第4条、第5条及び第7条の規定により、その都度市長が定める額
建物使用料	枕崎市行政財産の使用料徴収条例第4条、第6条及び第7条の規定により、その都度市長が定める額

備考

- 1 ヘリコプターの重量とは、当該ヘリコプターの最大離陸重量をいい、トンによるものとする。
 - 2 重量に1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。
 - 3 停留料は、6時間以上エプロンに停留する場合に徴収し、停留時間が24時間未満の場合は、24時間として計算する。
 - 4 使用料に1円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。
-